

中野区飲料水等自動販売機 設置に伴う一般競争入札（郵送型）要項

中野区が行う飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）設置に伴う一般競争入札に参加される方は、この要項をよく読み、次の各事項をご承諾のうえ、お申込みください。

■入札スケジュール

- （１）入札参加申込み受付 令和８年１月６日（火）～令和８年１月１３日（火）（土日祝を除く）
※入札に参加するには、参加申込書の提出が必要となります。
- （２）入札期間（入札書の到着期間） 令和８年１月１４日（水）～令和８年１月２１日（水）【必着】
- （３）開 札 日 時 令和８年１月２２日（木）午前９時３０分～

１ 入札物件

別添「入札物件一覧表」のとおり（計５６物件）

- ※ 設置場所は、別添「自動販売機設置概要」のとおり。
- ※ 設置場所には、使用済み容器の回収ボックス及び放熱スペース等を含みます。
- ※ 設置する自動販売機の機能及び災害時の飲料水の無料提供については、「３（３）災害発生時の飲料水の無料提供について」の項をご確認ください。
- ※ 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられますので、必ず事前に設置場所の確認をしてください。
なお、現地確認の際は、別添「入札物件一覧表」の「設置場所問合せ先」へ事前に連絡を入れてください。
- ※ 設置台数を越える台数の設置はできません。
- ※ 複数の物件に応募することも可能です。なお、物件番号38、41、44～45、50、53については入札可能な台数に制限があります。詳細は自販機設置概要を参照ください。

２ 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が入札することができます。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に該当しない者であること。
- （２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- （３）前記（２）に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとするものでない者

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (7) 入札参加申込書の提出期間の最終日から開札の執行日までの間（以下「入札参加期間」という。）のいずれの日においても、中野区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱に基づく競争入札参加及び指名停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 入札参加期間のいずれの日においても、中野区が実施した一般競争入札による自動販売機の設置において、契約を解除又は許可を取消（中野区の都合により設置が不可能となった場合を除く。）したことによる入札参加停止の措置を受けていない者であること。

3 自動販売機の設置条件等

(1) 設置事業者の施設使用形態

地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づき、中野区が設置事業者に対し、区有財産の土地又は建物の一部を貸付するものです。

(2) 設置条件等

① 契約期間

物件番号	貸付期間
1	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（1年間）
2～7、9～15、17～23、25～36	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）
24	令和8年4月1日から令和9年9月30日まで（1年半）
8、16、37～56	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

② 販売品目

物件番号	販売品目
1～16、18～38、41、43～48、50～51、53～56	ペットボトル・缶飲料
17、40、49	アイスクリーム
39、42、52	紙コップ飲料

③ 設置場所

自動販売機は、物件番号ごとの別添「自動販売機設置概要」に示した場所に設置してください。

なお、中野区の実施する事業等の都合により、貸付期間中における自動販売機の移転、除却等が必要な場合にかかる費用は設置事業者の負担とします。

④ 貸付料

(ア) 物件番号ごとの落札価額をもって年額貸付料とします。

なお、「屋内」設置物件については消費税及び地方消費税を含めた金額を、「屋外」設置物件については、消費税及び地方消費税が非課税（土地の貸付）となりますので税抜き金額で入札してください。

(イ) 貸付料は、中野区が発行する納入通知書により、指定する期日までに当該年度分の全額を納入していただきます。

(ウ) 年度途中開始物件の初年度分納付額

①落札価格(年間貸付料)を12で除して得た金額を月額貸付料とします。

②①で得た金額を当該月の日数で除して得た金額がその月の日額となります。

③①及び②で得た金額を貸付期間相当の月数及び日数をそれぞれに乗じて得た金額を合算して得た金額を、初年度の納付額(※積算例参照)とします。

[※積算例]落札価格(年額貸付料)1,000,000円の場合

①1,000,000円÷12か月=83,333円(月額貸付料：円未満切捨て)

②83,333円÷31=2,688円(3月分日額貸付料：円未満切捨て)

③(83,333円×0か月) + (2,688円×29日分) = 77,952円(…初年度(令和6年度)分納付額)

⑤ ユニバーサルデザインへの対応

物件番号	設置機種
1～12、14～16、18～31、35～38、41、44～48、50、53～54、56	ユニバーサルデザインに対応した機種

⑥ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（設置場所の整備等）、維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者の負担とします。

既設の物件において、別添「自動販売機設置概要」の設置条件に新規の配電工事が必要の旨記載がないものについては、現設置事業者が設置した独自電源供給設備や電源コンセントを使用できます。ただし、使用により生ずる事故や破損等の責任は使用する事業者がすべて負うものとし、現設置事業者及び中野区は一切の責任を負いません。

また、自動販売機の運転に必要な電気使用料は、その全額を設置事業者が負担する

ものとしします。

(3) 災害発生時の飲料水の無料提供について

契約期間中に天災地変等の事象が発生し、中野区が飲料の提供を必要と判断した場合は、下記のいずれかの方法によって飲料水を無償提供することとします。ただし、自動販売機の販売品目が「ペットボトル・缶飲料」のものに限ります。

① 物件番号1、11

設置する自動販売機は「通常型」とし、別途、物件施設に災害時用の備蓄水を常備することを条件とします。常備する備蓄水は、中野区が飲料の提供を必要と判断した場合には、無料提供することとします。

常備する備蓄水の量は、自動販売機1台につき、500mlペットボトル（軟水）24本入りを20箱（物件番号1は10箱）とし、契約期間中に賞味期限が切れることのないよう適宜入替えを行ってください。

② 物件番号2～10、12～16、18～38、41、43～48、50～51、53～56

設置する自動販売機は「災害対応型」とし、災害発生時、自動販売機内の飲料水を無料で取り出すことができる機種とします。災害発生時、電気が供給されない状況であっても使用（対応）可能な自動販売機としてください。災害時に中野区が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内すべての飲料を無料提供することとします。

(4) 貸付上の制限

貸付期間前及び貸付期間中は、次の事項を遵守してください。

- ① 貸付料を中野区が指定する期限までに納付すること。
- ② 貸付期間中に、法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その取消しを受けていないこと。なお、自動販売機の設置にあたり、新たに許認可等を必要とする場合の販売は、当該許認可後とすること。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、又は担保に供してはならない。
- ④ 販売品の納入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、あらかじめ当該施設管理者と協議を行い、その指示に従うこと。
- ⑤ 設置する自動販売機は、消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・バンダーなど）や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、夜間時はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対応機能を備えた機種とすること。
- ⑥ 中野区は設置する自動販売機について、色彩、デザイン等の形状、意匠等を指示することができるものとする。
- ⑦ 酒類の販売は行わないこと。
- ⑧ 販売品目等自動販売機の運用上の事項については、必要に応じて当該施設管理者と協議し、その指示に従うこと。

(5) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 自動販売機の故障時の対応、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、あらかじめ当該施設管理者に届出ること。

- ② 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで転倒防止策を講ずるなど安全に設置すること。
- ③ 自動販売機の故障や問合せ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の際に対応できる連絡先を必ず明示すること。
- ④ 盗難事故や破損事故等による損害は、すべて設置事業者が負うこと。
- ⑤ 自動販売機に併設して、販売する清涼飲料水の容器（缶・ペットボトル）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ⑥ 衛生管理等については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。

(6) 貸付契約の解除

- ① 次のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除します。
 - ア 本要項3(4)「貸付上の制限」に違反する行為があると認める場合
 - イ 設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合
 - ウ 中野区の都合により設置が不可能となった場合
- ② 上記①ア、イにより契約を解除した場合、既に納めた貸付料は還付しません。また、解除のあった日から2年間は中野区が実施する自動販売機設置に伴う一般競争入札には参加することができないものとします。

(7) 自己都合による自動販売機の撤去

設置事業者は、貸付の期間が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3か月前までに当該施設管理者に書面により通知してください。この場合、納入済の貸付料は還付しません。

(8) 原状回復

設置事業者は、貸付期間満了により自動販売機を撤去する場合は、速やかに原状回復してください。また、上記(6)により解除された場合や、(7)により自動販売機を撤去する場合も、速やかに原状回復してください。なお、原状回復の方法については中野区と協議してください。ただし、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を中野区に請求することはできません。

(9) 実績報告

月ごとの販売個数及び売上金額について、実績報告書（任意様式）にて定期的に中野区へ報告してください。なお、提出された実績報告は、中野区が実施する自動販売機設置に伴う一般競争入札を行う際の参考資料として一部使用させていただく場合を除いては、報告者に無断で外部に公表等はいたしません。

4 入札参加申込

(1) 一般競争入札参加申込みの受付

入札参加を希望される方は、下記の期間内に本要項添付の「参加申込書」（「4（2）参加申込に必要な書類等」の②③を添付）を下記受付場所へ持参してください。申込書の受理の際に申込受理書（申込書の写しに受付印を押印したもの）を交付します。

なお、この申込受理書（申込書の写しに受付印を押印したもの）は、開札に立会う際に必要となります。

① 受付期間

令和8年1月6日（火）から令和8年1月13日（火）まで

※ただし、土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。

② 受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後5時

③ 受付場所

中野区 企画部 資産管理活用課（中野区役所7階窓口）

※参加申込書が受理されない場合は、入札できませんのでご注意ください。

(2) 参加申込に必要な書類等

①中野区飲料水等自動販売機設置に伴う一般競争入札（郵送型）参加申込書・・・1通

※ 参加申込書（別添様式）を用いてください（コピー可）。

※ 印鑑は印鑑登録済の印鑑を押印してください。（印鑑証明書の提出は不要です。）

②商業登記簿謄本（個人の場合は、住民票）・・・1通

※ 法人の場合は、履歴事項全部証明書もしくは、入札要項2（5）の確認が取れる現在事項全部証明書のご提出をお願いいたします。

※ 連名の場合は、全員の分が必要です。

※ 発行後3か月以内の原本とします。

③入札参加者の資格（「2 入札参加資格要件」）に関する宣誓書・・・1通

「2 入札参加資格要件」をすべて満たしている旨の宣誓書を提出していただきます。

※ 宣誓書（別添様式）を用いてください。

5 入札方法

郵送による入札とします。

(1) 入札期間（入札書の到着期間）

令和8年1月14日（水）から令和8年1月21日（水）まで【必着】

(2) 入札書の記入及び封入について

入札書（別添様式）に、物件番号、設置位置（物件番号38、41、44～45、50、53については、設置位置番号も記載する）、入札者の住所・氏名を記入のうえ押印し、金額には算用数字を使用し、最初の数字の前に¥を記入してください。

記入した入札書を任意の定形封筒に入れ、封（糊づけ）をし、入札書と同じ印鑑で封印を

して、封筒の表に物件番号を記入してください。物件番号38、41、44～45、50、53については、設置位置番号も封筒の表に記入してください。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、**1年間の貸付料**を記載してください。

全貸付期間分の貸付料ではありませんのでご注意ください。

また、「屋内」設置物件については消費税及び地方消費税を含めた金額を、「屋外」設置物件については、消費税及び地方消費税は非課税（土地の貸付）となりますので税抜き金額を記載してください。

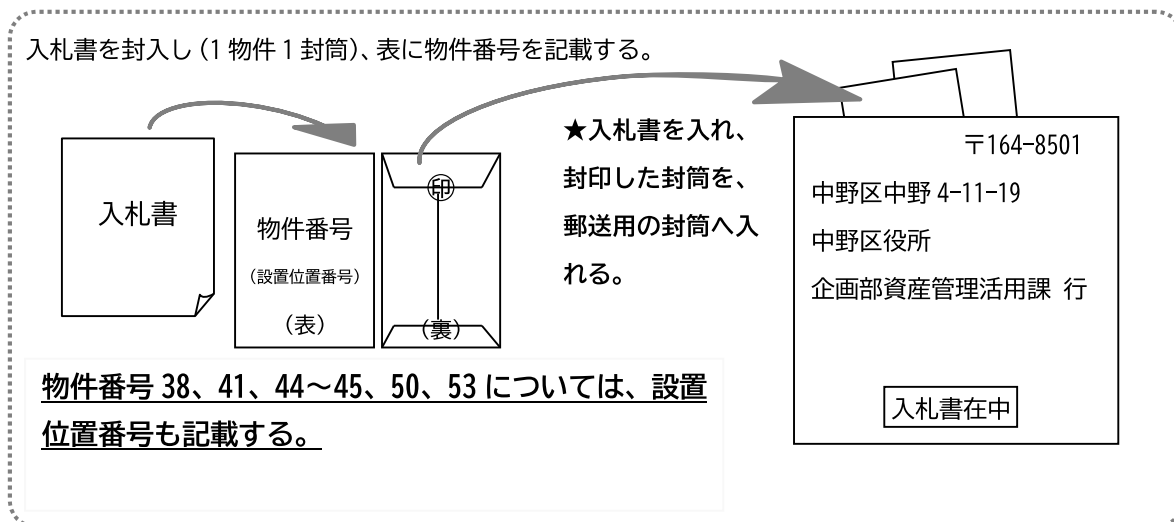
※同一法人又は個人で複数物件の入札は可能ですが、**入札書は必ず1物件ごとに作成**してください。また、**同じ封筒に複数の入札書は同封できませんので、1物件1封筒で作成**してください。（同一封筒内に複数の入札書を同封した場合、いずれの入札も無効となります。）

(4) 提出方法及び提出先（郵送先）

入札書を入れた封筒を、郵送用の任意の封筒に入れ、郵送（書留又は簡易書留、もしくはレターパックに限る）してください。

【宛先】 〒164-8501 中野区中野4-11-19
中野区役所 企画部 資産管理活用課

※郵送用封筒の表には「入札書在中」とお書きください。



(5) 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とします。

- ① 入札参加資格がない者のした入札
- ② 所定の日時までに入札参加申込書が受理されていない者のした入札
- ③ 最低落札価額に達しない金額による入札
- ④ 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名押印のないもの
- ⑤ 入札書を入れた封筒の表書きに物件番号が書いていないもの

- ⑥ 入札書を入れた封筒が封（糊づけ）・封印されていないもの
- ⑦ 入札書の物件番号と入札書を封入した封筒の表書きの物件番号が異なるもの
- ⑧ 同一物件の入札について、複数の入札書を提出した場合
- ⑨ 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたもの
- ⑩ 同じ封筒に2通以上の入札書が入っていたもの

6 開札の執行・落札者の決定について

(1) 開札日時

令和8年1月22日（木） 午前9時30分から物件番号順に順次行います。

※立会受付は、午前9時20分から行います。

(2) 開札場所

中野区役所 7階 701・702会議室

(3) 開札立会

入札関係者は、各2名まで開札に立会うことができます。ただし、開札場所は入室できる人数に限りがあるため、状況により各1名に制限させていただく場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、立会は任意ですが、開札場所への入場には、申込受理書（申込書の写しに受付印を押印したもの）が必要となりますので、必ず受付に提示のうえ確認を受けてください。

入札関係者の立会が全くない場合には、中野区職員の立会により開札します。なお、この場合、異議の申立てはできません。

(4) 落札者の決定方法

中野区が設定した最低落札価額以上の金額で入札した者のうち、最高価額の入札者を落札者とします。

なお、最高価額の入札者が複数ある場合は、くじにより落札者を決定いたします。その際、開札に立会っていない者が該当した場合は、中野区職員にくじを引かせて落札者を決定します。なお、中野区職員が引いたくじの結果に、異議の申立てはできません。

また、落札決定者の氏名（法人名）及び金額を公表いたしますので、あらかじめご承知おきください。

(5) 落札者との契約手続きについて

落札者決定後、落札者に対して書面により決定通知書を送付し、今後の手続きについてもお知らせします。

落札者は、令和8年4月1日から運営ができるよう自動販売機設置のための準備を行っていただくとともに、区有財産貸付契約の締結を施設管理者の指定する期日までに行ってください。

(6) 契約保証金

免除とします。

7 質問の受付等

質問については、別添「質問書」に質問事項をご記入のうえ、電子メールで送付してください。

質問書送付先 : sisankanri@city.tokyo-nakano.lg.jp

質問書締切日 : 令和7年12月25日(木)午後5時まで

質問者への回答 : 令和8年1月5日(月)までに電子メールなどで回答します。

8 問合せ先

(1) 入札に関する問合せ先（質問書受付）

〒164-8501 東京都中野区中野4-11-19

中野区 企画部 資産管理活用課

TEL 03-3228-8814（直通）

03-3389-1111（代表） 内線38121

FAX 03-3228-5476

Email sisankanri@city.tokyo-nakano.lg.jp

(2) 設置場所等に関する問合せ先

別添「入札物件一覧表」の「設置場所問合せ先」欄に記載のとおり。